

## 桶川北本水道企業団告示第 2 2 号

次のとおり、参加意思確認申請書の提出を公募します。

令和 3 年 8 月 2 5 日

桶川北本水道企業団企業長 三宮 幸雄

### 1 公募の主旨

特定の者を契約の相手方とする契約手続きを行う予定である本工事について、当該特定者以外の者で、下記の応募要件を満たし本工事の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認申請書の提出を招請する公募を実施するものです。

公募の結果、応募者がいない場合若しくは応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定者との随意契約手続きに移行します。

なお、応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定者と当該応募者による競争手続きを行います。

### 2 工事の概要

- |          |  |         |
|----------|--|---------|
| (1)工 事 名 | 令 3 石 1038 中央 4、東間 1 丁目地内配水管布設工事         |         |
| (2)工事場所  | 北本市中央 4、東間 1 丁目地内                        |         |
| (3)工事概要  | 1) 配水管布設工事 DIP(GX) φ 300                 | L=2.7m  |
|          | 2) 配水管布設工事 DIP(GX) φ 250                 | L=3.7m  |
|          | 3) 配水管布設工事 DIP(GX) φ 200                 | L=33.7m |
|          | 4) 配水管布設工事 DIP(GX) φ 75                  | L=11.7m |
|          | 5) 配水管布設工事 HIVP(RR-L) φ 50               | L=7.1m  |
|          | 6) 既設管内配管工事 SUS フレキ管 200A                | L=31.3m |
|          | 7) 仮設管工事                                 | 1 式     |
|          | 8) 舗装本復旧工事                               | 1 式     |
| (4)工 期   | 契約締結日から令和 4 年 3 月 2 0 日まで                |         |
| (5)工事目的  | 老朽管を更新することにより、耐震性を向上させ、管路の漏水防止及び安定給水を図る。 |         |
| (6)工事主管課 | 桶川北本水道企業団 施設課施設係                         |         |
|          | 埼玉県北本市中丸 6 - 8 3                         |         |

### 3 応募要件

参加意思確認申請書を提出できる者は、以下の要件を満たしていること。

- (1) 公告の日の前日において土木一式工事を希望業種として令和3・4年度の桶川北本水道企業団建設工事等指名競争入札参加資格者名簿に登録された者で、登録時の経営事項審査の総合評点（P）が1,000点以上の者。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する主たる営業所（本店）又は支店を埼玉県内に置き、当該営業所に桶川北本水道企業団と契約締結権限を有する者を置く者。
- (3) 公告の日から契約の日までの期間に、桶川北本水道企業団の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者。
- (4) 公告の日から契約の日までの期間に、桶川北本水道企業団の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者。
- (5) 公告の日から契約の日までの期間に、会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、更生手続開始決定又は再生手続開始決定を受けている者は、この限りでない。
- (6) 公告の日から契約の日までの期間に、主要取引先から経営状態を理由とする取引停止の事実がない者。
- (7) 土木一式工事業について、開札日から1年7か月前の日以降の日を審査基準日とする経営事項審査（建設業法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項についての審査をいう。）を受けている者。
- (8) この工事の業種に対応する国家資格を有する監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置することができる者。
- (9) 平成27年度以降に、国又は地方公共団体と1件1,000万円以上のダクタイル鋳鉄管の耐震継手を使用した土木一式工事の元請契約を締結し、誠実に履行した施工実績を有する者。
- (10) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (11) 直近の2か年度において企業団が発注した工事のうち対象業種に係る工事成績点数の各年度の平均が極めて低い者でなく、かつ当該工事を施工する能力を有する者。

(12) 東日本旅客鉄道株式会社から「営業線鉄道工事の施工に精通した業者(土木・軌道)」であると認められている者。

4 特定者の所在地、商号又は名称

(1)所在地 埼玉県さいたま市大宮区桜木町4-247

(2)名 称 東鉄工業株式会社 埼玉支店

5 特定者との契約予定価格 金63,800,000円(税込)

6 参加意思確認申請書等の提出

本公募に参加を希望する者は、次のとおり参加意思確認申請書等を提出しなければならない。

(1)提出書類

ア 参加意思確認申請書

イ 工事施工実績調書及び添付書類(契約書の写し及び竣工登録工事カルテ受領書の写し)

ウ 配置予定技術者届及び添付書類(監理技術者又は主任技術者の資格を証する書類等の写し)

エ 経営規模等評価結果通知書の写し

(2)提出期間 令和3年8月26日(木)から令和3年9月9日(木)まで。ただし、桶川北本水道企業団の休日を定める条例(平成2年条例第3号)第1条に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。

(3)受付時間 午前9時から午後4時まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

(4)提出場所

埼玉県北本市中丸6-83

桶川北本水道企業団 総務課庶務係

(5)提出方法 持参すること。

(6)その他

ア 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認申請書は無効とする。

イ 参加意思確認申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された参加意思確認申請書等は返却しない。

エ 企業長は、提出された参加意思確認申請書等を、参加意思確認申請書等の審査以外に提出者に無断で使用しない。

オ 提出期限以降における参加意思確認申請書の差替え及び再提出は認めない。

## 7 設計図書等に関する質問等

(1) 設計図書等に関し質問又は疑問がある場合は、FAXにより質問するものとする。

ア 提出期間 公告の日から令和3年9月6日(月)正午まで

イ 提出方法 FAXにより提出することとし、持参は受け付けない。

ウ 提出先 総務課庶務係

FAX番号 048-592-9232

前号の規定による質問に対する回答は、令和3年9月8日(水)から桶川北本水道企業団ホームページに掲載する。

## 8 参加意思確認申請書等の審査結果通知

参加意思確認申請書等の提出があった者には、次に掲げる事項を記載した通知を送付する。

(1) 応募要件を満たさないとした者にあつては、所定の期限までに応募要件を満たされないとされた理由について説明を求めることができる旨及び説明を求められたときは、所定の期限までに回答する旨を記載した参加資格審査結果通知書を送付する。

(2) 応募要件を満たすとした者にあつては、参加資格審査結果通知書に代えて、選定通知書を送付する。

## 9 その他

(1) 参加意思確認申請書等の提出の際に届け出た配置予定技術者は変更することはできない。

(2) 参加意思確認申請書等に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認申請書が無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがある。

(3) 予算その他の事情により、当該手続きを中止する場合がある。

## 10 問い合わせ先

総務課庶務係

電話番号 048-591-2775(代)